

前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則の一部改正（平成28年5月27日公布、平成28年4月1日適用）により、前払金の使途について、材料費等に加えて、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用全般とすることができることとされました。

これに伴い、当企業団が発注する工事並びに工事の設計、調査及び測量における前払金の使途について、以下のとおり拡大することといたしましたのでお知らせします。

1 使途拡大の内容

	改正後	改正前
工事	<p>工事請負契約書 (前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。</u></p>	<p>工事請負契約書 (前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>
工事の設計、調査及び測量	<p>計画調査委託契約書 (前払金の使用等)</p> <p>第34条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び<u>現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。</u></p>	<p>計画調査委託契約書 (前払金の使用等)</p> <p>第34条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び<u>保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>

2 適用時期

平成28年10月1日以降に公告等を行う案件から適用

3 留意事項

国土交通省等においては同様の取扱いを平成28年度に限った特例措置として実施していることから、今後の国等の実施状況によっては、当企業団における取扱いを適宜見直すことがあります。

以上